

# コラム《スマートフォンからより便利にe-Taxをご利用いただけます》

令和2年1月6日より、マイナンバーカードの読み取り対応したスマートフォン(Android端末・iPhone)<sup>(※1)</sup>からより便利にe-Taxをご利用いただけるようになりました。

※1 マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン(Android端末・iPhone)については、地方公共団体情報システム機構の「公的個人認証サービスポータルサイト」([https://www.jpki.go.jp/prepare/reader\\_writer.html](https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html))をご参照ください。

## 1 iPhone(iPhone7以降)からマイナンバーカードの読み取りができます。

- 令和2年1月6日より、マイナポータル<sup>(※2)</sup>の「もっとつながる」機能からe-Taxソフト(SP版)をご利用いただくと、メッセージボックスの閲覧ができます。
  - 令和2年1月31日より、マイナポータルの「もっとつながる」機能から確定申告書等作成コーナーをご利用いただくと、マイナンバーカード方式<sup>(※3)</sup>による申告書の作成・送信ができます。
- ※2 政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。ご利用に当たっては、専用アプリ(マイナポータルAP)をインストールする必要があります。
- ※3 マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等のデータの作成・送信ができるようになるe-Taxの利用手続です。

## ～e-Taxとマイナポータルとの連携のイメージ～



## 2 e-Taxアプリを改善しました。

- Android端末向けの「e-Taxアプリ」<sup>(※4)</sup>のバージョンアップを行い、初めてe-Taxを利用する方も利用できるようになりました。
- ※4 マイナンバーカードの読み取りに対応したAndroid端末向けの専用アプリで、e-Taxアプリからe-Taxソフト(SP版)を利用すると、マイナンバーカードによる認証ができます。



## 3 スマートフォンからの開始届出書の提出

- e-Taxを利用するに当たっては、利用者識別番号を取得するために、パソコンからe-Taxの開始届出書を提出する必要がありましたが、個人の利用者が新たに利用者識別番号を取得する場合には、スマートフォンからも提出<sup>(※5)</sup>できるようになりました。
- ※5 e-Taxの開始届出書の画面はスマートフォンの専用画面ではなく、パソコン向けの画面となります。